

耐震診断員各位

令和 5 年 3 月 吉日

公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
名古屋支部耐震診断事業部 部長 石田和義

耐震診断（審査）業務における注意事項について

日頃、名古屋市木造住宅無料耐震診断（審査）業務において、ご尽力頂き有難うございます。

診断業務（審査）に関する注意事項を下記の通りである事を確認し、厳守する様お願い致します。

記

◆ 依頼票の受け取り時における注意事項

- ① 依頼票の受け取り時には、必ずカバン等保管できる状態でお受け取り下さい。
- ② 依頼票受け取り後、1週間以内に申込者と連絡を取り現地調査診断日を設定し、耐震化支援室担当部署【TEL：052-972-2921】まで報告すること。やむを得ず、申込者へ連絡がつかない場合は、耐震化支援室担当部署に連絡し指示に従うこと。

◆ 現地調査診断作業時における注意事項

- ① 受け取った依頼票は絶対にコピーしないこと。
- ② 現地調査診断作業時に際しては、むやみに診断に関係のない備品等には手を触れないこと。
- ③ 現地調査診断作業時には、上記受け取り時と同様に書類の保管には注意を払うこと。
- ④ 現地調査診断作業は必ず依頼を受けた診断員が調査、報告書の作成を行うこと。
- ⑤ 依頼票の受け取りから申込者への報告まで概ね2か月以内には完了出来るようになっております。理由もなく遅れた場合には没収する場合があります。その場合には以後の業務依頼は致しません。
申込者の都合で送れる場合など、所定の審査日に間に合わない場合には、耐震化支援室まで必ず連絡し、その指示に従うこと。
- ⑥ 「耐震診断現地チェック表」と「名古屋市無料耐震診断調査通知書」は必ず持参し、名古屋市無料耐震診断調査通知書の内容を説明し申込者へ手渡しすること。

◆ 現地調査診断作業時に事故が起きた時の処置

- ① 現地調査診断作業時におきた事故に対しては保険に加入しています。
 - ・ 1物件当たり、対人一人最高1千万円（最高3千万円）
 - ・ 物損1件当たり、最高1千万円
- ② 但し上記に記すよう診断に関係ない備品の破損に関しては厳しく査定されますのでご注意下さい。

◆ 審査時における注意事項

- ① 依頼票を審査時に持参されない場合は審査を行いません。なお、原本をなくした場合には、速やかに耐震診断事業部 部長 石田まで報告し名古屋市の処分を受けて下さい。その後の診断業務は割振りされなくなりますのでご注意下さい。
- ② 審査会場にお越しになる前には、必ず「耐震診断審査チェック表」①欄の確認チェック「レ」を忘れずにお越し下さい。チェックのない場合は審査致しませんのでご注意下さい。
- ③ 報告書作成時には「申込者の住所」、「氏名」の間違が多いので提出前に今一度ご確認下さい。

◆ 業務完了報告書提出時の注意事項

- ① 業務報告のFAX送信先のミスが多いので注意すること。
必ず、公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 名古屋支部
【FAX：052-223-2888】へ送信すること。
- ② 業務完了報告書の使いまわしは避けること。（日付ミス、診断番号の記入ミスなどが多い）
- ③ 業務完了報告書の最下段のチェック事項は、必ず「レ」を忘れず記載して下さい。

◆ その他の注意事項

- ① 申込者からの「取下げ」、「対象外建物」物件となった場合は、耐震化支援室担当技師と耐震診断事業部 副部長 佐藤まで必ず連絡すること。また、対象外の場合は必ず「名古屋市 伝統構法等及び対象外報告書」を耐震化支援室へ提出すること。
- ② 現地調査診断作業中のご不明な点については、依頼票の下段に記載してある耐震診断事業部の「飯田真寿郎審査員」または「青木美幸審査員」までご相談して下さい。
連絡がつかない場合は下記連絡先までご連絡下さい。

連絡先 石田部長 TEL：080-9725-5911
佐藤副部長 TEL：090-3936-1340

最近の報告書作成に関する事故報告

診断結果報告書のまとめの段階での頁の挿入違いの事故が発覚しています。診断員の方は、審査会場に持ち込む前に必ず各自で「報告書の体裁、落丁、挿入違い」などが無いようにご確認の上、審査を受けて下さい。

以上

上記の点などご注意の上、耐震診断業務にご協力の程宜しくお願い致します。

公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
名古屋支部 支部長 富成篤也 殿
名古屋支部耐震診断事業部 部長 石田和義 殿

耐震診断（審査）業務における注意事項の承諾書

日頃は木造住宅無料耐震診断（審査）業務においては、ご尽力頂き有難うございます。耐震診断（審査）業務に関する注意事項を下記の通りである事を確認し厳守致します。

記

「新型コロナウイルス感染症」を懸念し感染防止策を考慮し、公益社団法人愛知県建築士事務所協会名古屋支部としては診断員の皆様方に下記の注意及び更なる感染予防の徹底をお願い致します。

1、公益社団法人 愛知県建築士事務所協会名古屋支部 耐震診断事業部
（以下は耐震診断事業部）よりメールで診断依頼のあった場合には、必ず「診断可能の有無」を返信して下さい。

特に発熱、体調不良の方は事前に耐震診断事業部まで申し出て下さい。また、診断依頼後に発熱、体調不良が続いたり、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が判明するなど新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、別途対応が必要となりますので速やかにご連絡下さい。

連絡先：石田部長 TEL：080-9725-5911 佐藤副部長 TEL：090-3936-1340

2、現地調査診断時の注意

- 体調管理を徹底し体調がすぐれない場合には、現地調査診断を行わないで下さい。
- 依頼票の申込者との連絡は十分にとり、約束した時間に遅れることなくお伺いして現地調査診断は簡潔短時間に終わられる様に努め、申込者との接触時間の短縮を心がけて下さい。また、やむを得ず遅れる場合は必ず申込者へ連絡すること。
（写真など要領よく実施する等）
- 現地調査診断に当たっては、業務に関係のないものには触れない様にして下さい。
- 現地調査診断時には、作業服装を整えてなるべく軽装しマスクの着用及び必要に応じて手袋の着用などで保護して行って下さい。
- 現地調査診断先では、十分に手など洗えないことを念頭に入れ、各自「アルコール除菌や濡れタオル」などを用意して下さい。

以上

◎上記の注意事項をご確認して頂けましたら、ご署名の上、名古屋市耐震化支援室担当者に提出して依頼票をお受け取り下さい。

承諾年月日：令和 年 月 日

ご署名：診断員番号（ ー ）診断員名 _____